

いわき市医療センターPR動画作成業務委託仕様書

1 委託業務名

いわき市医療センターPR動画作成業務

2 目的

市民や市内外の医療関係者等に対し、当センターの概要や地域において担う役割等を周知し、当センターに一層の関心を持っていただくことを目的にPR動画を作成する。

なお、作成した動画については、院内外における病院の概要説明時に使用するほか、YouTube等の媒体に掲載し、活用していくことを想定している。

3 業務委託の期間

契約締結日から令和7年11月7日（金）まで

4 業務内容

受託者は、動画の内容について委託者と協議を行い、決定した内容をもとに映像を作成するものとする。

(1) 作成物

| 作成物 | 作成方針 | 動画の主な構成 |
|-----|--|--|
| 動画A | <ul style="list-style-type: none">当センターの概要や医療機能等をわかりやすく紹介し、当センターを印象付ける内容とする。 | <ul style="list-style-type: none">いわき市の概要当センターの沿革、基本理念当センターの特長（医療機能）その他、当センターを印象付ける内容 ※医学生、初期臨床研修医、専攻医、専門医などが当センターで働きたいと思うような、当センターの医療機能の強みを魅力的に示す内容。 |
| 動画B | <ul style="list-style-type: none">動画Aで使用した素材を中心に再構成し、スタッフ募集に焦点を当て、当センターの職場としての魅力を印象付ける内容とする。 | <ul style="list-style-type: none">当センターの特長（医療機能）当センターで働く魅力その他、当センターを印象付ける内容 |

(2) 動画時間

動画Aは概ね5分程度、動画Bは概ね3分程度とする。

(3) 撮影

- ① 委託者と日程調整のうえ、現地下見や打合せを行う。
- ② 委託者と日程調整のうえ、撮影を行う。

(4) 編集（映像編集、音声編集、テロップ入力等）

- ① 資料収集及び撮影後、速やかに編集し、仮編集の段階で委託者にプレビュー（映像によるチェック）を行う。
- ② 委託者と協議のうえ、ナレーション原稿を作成する。

- ③ 委託者と協議のうえ、テロップ原稿を作成する。なお、テロップのみでも内容が分かるように注意する。
 - ④ 完成した動画をY o u T u b e等で配信することを予定しているため、配信にも適した映像、音声、テロップとなるよう配慮する。
- (5) 納品
- 受託者は、次の成果物を提出する。成果物の品質については、納品前に委託者の承認を得ること。
- なお、詳細については、委託者と受託者が協議し、決定するものとする。
- ① 業務完了報告書
 - ② DVD 2枚
 - ③ 映像データ
 - ④ その他委託者が指示するもの

5 納期

令和7年11月7日（金）

6 その他実施条件

- (1) 本業務の実施に伴い作成された成果物等に係る著作権の権利については、全て委託者に帰属するものとする。
- (2) 委託業務の履行に際し、著作権上の問題が生じた場合には、委託者に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理すること。
- (3) 制作にあたっては、厚生労働省が定める「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」を遵守すること。
- (4) 制作にあたって撮影した写真等については、電子データとして制作物と併せて納入すること。
- (5) 受託者は、当該業務について、当センター担当者と連絡を密にし、依頼があれば速やかに応じること。また、当センターからの当該事業の検討に関する会議への出席要請等があった場合はこれに応じ、必要により、随時各種提案や助言を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本業務の履行にあたる受託者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受託者はその責を免れない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の執行に伴い、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係規程等を遵守しなければならない。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上決定するものとする。なお、特別な理由及び緊急を要する場合は、委託者の指示するところによる。

7 留意事項

本業務の履行にあたっては、診療業務の妨げにならないような対策を十分講じること。